

火災警報器の訪問販売にご用心！！

設置義務化を悪用した火災警報器の強引な訪問販売！

【事例】

知らない男性が2人来訪し、何かの点検だと言ったので、よくわからないままドアをあけた。すると室内に入るなり、台所、玄関、和室2室の4ヶ所に次々と火災警報器を取り付けてしまい、「みんなが付けることに決まったから」と言って、代金19万円を要求された。高いとは思ったが、そういうものかと思い、払ってしまった。しかし、高額で後悔している。男性は名乗らなかったし、契約書も名刺も領収証もパンフレット類もなく、業者の名称がわからない。



(独立行政法人国民生活センター発行 見守り新鮮情報第91号より抜粋)

消防法の改正により、自治体の条例で定めた日(越前市は2011年5月31日)までに、既存住宅へ火災警報器を設置することが義務付けられました。

この設置義務化を悪用して、「取り付けないと罰せられると言われた」「高額だった」といった強引な訪問販売の勧誘が全国で多発しています。

勧誘されても信頼できる家族などに相談し、その場で契約することはやめましょう。不審な勧誘を受けたら、早めに消費者センターにご相談ください。

「消費者講演会」のお知らせ

食の安全と消費者の権利 ～ いつの間にか信じて買っていませんか? ～



昨今、食品に関する様々な情報が流れ、消費者はその情報を信じて食品を購入しています。ところが、その食品から健康被害が起きる場合があります。その場合、公的救済制度は確立されていません。食の安全を確保できる社会をつくるため、30年以上提言されている神山先生にお話していただきます。

ぜひ、ご参加ください！！

日時 平成22年10月3日(日) 午後2時～4時

場所 越前市福祉健康センター多目的ホール(アルプラザ平和堂武生店4階)

講師 神山 美智子 氏(食の安全・監視市民委員会代表、弁護士)

相談先 越前市消費者センター

越前市府中一丁目2-3(JR武生駅前・センチュリープラザ1階)

Tel 0778(22)3773 Fax 0778-22-3773